

神戸地方裁判所委員会（第21回）議事概要

1 日時

平成23年7月7日（木）午後3時00分から午後5時20分まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室（5階）

3 出席者

（委員）

川合昌幸，小原浩司，杉山力子，大同章成，田中昌利，辻本利雄，常松健一，
中内仁，森川憲二，安井宏（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

細井正弘

（庶務）

油谷和夫，石川浩洋，中村壽章，角間猛彦，藤井祥裕，濱田竜也，佐藤一徹

4 議事（ は委員長， は委員の発言。 は裁判所からの説明）

(1) 委員の交替（新任委員及び再任の紹介）

新任委員として辻本利雄委員（平成23年4月1日付け就任），再任委員として大同章成委員（同年7月1日付け就任）の紹介があった。

(2) 裁判所の組織等について（濱田竜也総務課長）

裁判所の組織等の概要（神戸地方裁判所の組織，司法行政，裁判所の職員等）
について，説明があった。

(3) 裁判所の組織等についての意見交換

裁判官一人当たりの年間の手持ち事件数は何件ぐらいか。

通常民事訴訟事件（(ワ)事件）を例に取ると，1か月で裁判官一人当たり，単独事件で約35～40件の新受事件を担当し，常時200件程の未済事件を抱えている。

刑事部においては，合議事件と単独事件の双方を担当している裁判官の一人当たり

の手持ち事件数は、合議事件の被告人約30人、単独事件の被告人約20～30人くらいと思われる。

裁判所に係属する事件には、様々な種類のものがあり、裁判官は、特定の種類の事件だけではなく様々な種類の事件を担当している。そのため、裁判官一人当たりで平均すると何件かなどとお答えしにくい面がある。

なお、先程例示された「(ワ)号事件」のように、裁判所に申し立てられた全ての事件には、その種類に応じて種々の事件符号が付されている。そして、例えば、ある地方裁判所で平成23年の20番目に受け付けられた通常民事訴訟事件は、平成23年(ワ)第20号事件と呼称される。

裁判所の組織目標は、「適正・迅速な裁判の実現」と「利用しやすく分かりやすい裁判の実現」であるという説明だったが、企業であれば、組織目標を数値化するという発想となる。そこで、適正・迅速な裁判であれば、どれぐらいの期間で事件を処理し、利用しやすく分かりやすい裁判であれば、利用者の満足度がどの程度かなどというように具体性を持たせることとなるが、裁判所においても具体化されているか。

一般的には、司法制度改革期である平成15年に制定された裁判の迅速化に関する法律により、難しい事件でも原則として2年以内で処理するという枠組みがあり、最高裁において統計数値やその分析結果を発表している。また、公職選挙法では、事件を受理した日から100日以内に、これをするように努めなければならないという規定もあり、百日裁判と呼称されているが、このように特別な組織目標が定められているものもある。もっとも、裁判所全体でどれだけの事件が申し立てられるかは、あらかじめ正確に予測することは難しく、全てを数値目標化しづらい面もある。

利用者の満足度については、大学の研究者がその点についてのアンケート調査を実施し、裁判所でも協力したことがある。

通常民事訴訟事件については、平均審理期間が1年を下回るようになっている

が、過払金返還請求事件のように、人証を調べず、数箇月で和解が取下げで終わる事件も通常民事訴訟事件の範ちゅうに入れるのには、抵抗感がないわけではない。医療訴訟の平均審理期間も、病院の協力などによって大分短縮されている。

利用者の満足については、訴訟に勝った方は、最初からこちらが勝っていたと思いい、負けた方は、裁判所のせいで負けたと思う傾向があり、訴訟の勝敗によって大分異なるアンケート結果となると思われる。

地裁の刑事事件については、事案が明白で軽微であり、執行猶予が予想される事件の場合、即決裁判という制度があるが、この手続の場合、申立てから2週間以内に期日を入れることとなり、短期間で事件処理をする例として挙げられる。平成23年4月末現在の裁判員裁判対象事件の平均審理期間は、8.1か月であり、自白事件は7.2か月、否認事件は9.9か月である。公判前整理手続が長引くなどして1年を超える事件もあるが、できるだけ迅速に事件処理を行う必要があると考えている。

オウム真理教事件は、事件が長期化している印象があるが、長期化している原因は何か。

オウム真理教関連では、多種多様な事件が係属しており、例えば、組織的に薬物利用をするなどした事件の場合などでは、共謀等の立証が困難な場合もあり、これらの要因で長引いてしまった印象がある。

中には短期間で終わった事件もあるが、今の説明どおり、多種多様な事件があるため、全体として長引いた印象を持たれる方もおられると思う。

裁判員も、裁判所という組織の構成員になっていると思うが、従前の委員会でも指摘したとおり、組織の構成員であるにもかかわらず、「出頭してください」という表現で呼び出されるなど、裁判員から疑問を出されたこともあるのではないかと。その後、裁判員の組織における位置付けなどの検討状況はどうか。

裁判員の方は、裁判員裁判に参加された場合、審理や評議に関与され、公務員に準じた身分保障がされていると理解している。

御指摘の面はあると思うが、法律上の効果を発生させるため、「期日のお知らせ」

という書類のどこかに「（呼出状）」と入れるようにしている。

(4) 裁判員制度について

裁判員制度の現状について、裁判員選任や選任後の手続の流れや裁判員経験者の声などを収録したDVDを視聴した後、細井オブザーバーが実際の裁判員候補者待合室等の写真を紹介しながら、裁判員制度施行から約2年間の感想や問題意識、神戸地裁における具体的な裁判員裁判の流れや検討事項等について説明した。

(5) 裁判員制度についての質疑応答

先程の説明では、自白事件の場合、裁判官1人と裁判員4人という構成があるものの、現実には利用されていないという説明だったが、どのような背景で利用されていないのか。

当初は自白していても、審理途中で否認する可能性があり、その場合は通常裁判官3人と裁判員6人の構成にしなければならないという不安定さがあるため、なかなか利用に踏み切れないという面があると理解している。

弁護士会においても、例えば、求刑が死刑の場合には裁判員対象事件から外すとか、評議の結果全員の賛同が得られた場合にのみ死刑にできるという制度にしてもいいのではないかという考え方もあると思う。責任能力が争われる医学的に専門性の高い事件が裁判員裁判にふさわしいかなど、裁判員制度の見直しについて色々な検討をしている。

本日も法廷等の説明があったが、委員各自が裁判員裁判を傍聴されるのがいいと思う。裁判所から適切な事件を紹介するなどして、委員が傍聴する機会を設けていただければよいと思う。

裁判員裁判は長いので、最初から最後まで全て傍聴するのは難しいとは思っている。機会があれば評議室、質問手続室や法廷内の機器等も実際に御覧いただけたらと思う。

検察官や弁護人は、どういう理由で理由なき不選任請求をしているのか。

理由なき不選任請求は、補充裁判員が一人か二人の場合であれば、検察官と弁護人とも5人ずつ、計10人に対して行使でき、補充裁判員が3人か4人の場合であれば検察官と弁護人とも6人ずつ、計12人に対して行使できる。理由なき不選任請求は、全員行使されることも、全く行使されない場合もあるが、検察官と弁護人の考え方次第というほかなく、どのような理由かは分からない。

理由なき不選任請求は、実際にその理由を聞くことがないため、検察官と弁護人の意図がどうなのかについては、分からないものである。

私が見る限り、裁判員候補者は、対応が真面目で真剣な方が多いと感じるが、選任手続の中で、裁判長の質問に対する応答態度などを見て、直感的に不安を感じ、若干名不選任請求を行使したことがある。

どのような場合に不選任となるかについて、担当検察官から聞いたことはない。様々な事情はあるだろうが、公正な判断ができるかどうかなど、その場その場で判断せざるを得ない。検察庁として、このような場合には不選任にするといった基準はない。

せっかく裁判員候補者に選定され、万難を排して予定を立て、裁判員等に選任されるという心づもりで来庁したのに、結局選任されなかった人が多いという点は、改正の際に留意すべきだと考えるが、実際に不満を持った方などはいないか。

実際に裁判員等に選任されなかった方には、傍聴の案内をするなどして不満の解消に努めている。裁判所としては、裁判員候補者がインフルエンザや交通事情などで来庁できないことや、理由なき不選任請求を全て行使される可能性も念頭に置き、余裕を持った選定をせざるを得ない面がある。御指摘のとおり、選任されなかった人のことを考えれば、今後の法改正における検討事項として、理由なき不選任請求権を行使できる人数を減らすとか、出頭した裁判員候補者が少ない場合、不選任請求権の行使を制限することなども考えられる。

今、御指摘いただいたことは、裁判員制度の制度設計の際にも、どのようにするのがよいか検討されているが、難しい面がある。くじで選ぶ制度である以上、

少なくとも1人はくじで選に漏れることはやむを得ないということになるが、呼出人数をどの辺りで調整するのがよいか難しい課題である。

5 次回の議題

委員長が「裁判員制度について」を議題としたい旨の提案をしたところ、各委員から異論はなかった。

6 次回期日

平成24年2月実施予定